明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（三四六）　二
○関税法施行令の一部を改正する政令（三四七）　二

〔省　令〕

○原子力発電施設解体引当金に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**六一）　二

〔告　示〕

○ダンス教授に関する技能及び知識に関して行う講習を指定した件（**国家公安委**四八）　二
○平成二十五年総務省告示第四百五十五号に基づく特定基地局の開設計画の認定申請期間等を定める件（**総務**四六五）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**四七〇、四七一）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**四七二）　三
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件（**財務**三九七）　四
○外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件の一部を改正する件（**文部科学**一六〇）　四
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（**厚生労働**三七六）　四
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（**農林水産**三〇七一）　五
○運輸審議会件名表に登載された件（**国土交通**一二五六）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録をした件（**同**一二五七）　五
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（**同**一二五八）　五
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**一二五九～一二六三）　六
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**一二六四、一二六五）　六
○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**一二六六～一二七〇）　六
○小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があった件（**同**一二七一）　七
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（**気象庁**一二）　七
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**一三一）　七

〔国会事項〕

内閣　農林水産省　防衛省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔資　料〕

平成二十五年十月中国際収支状況（速報）（財務省）　二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

製造たばこ小売定価、国営当麻永山用水土地改良事業計画関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

特殊法人等

国土交通省共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三四六号）（外務省）

1　在ベレン日本国総領事館の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとし、改正後の別表第一の規定については平成二五年八月一日から適用することとした。

◇関税法施行令の一部を改正する政令（政令第三四七号）（財務省）

1　最近における国際航空路線の開設の状況等に鑑み、佐賀空港を税関空港に指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、平成二五年一二月二〇日から施行することとした。